

○厚生労働省令第三十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の二第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第五項中「及び高病原性鳥インフルエンザ」を「並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ」に改め、同項第三欄第二号中「高病原性鳥インフルエンザ」の下に「及び低病原性鳥インフルエンザ」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に輸出国の政府機関により発行された鳥類に属する動物（指定検疫物を除く。）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十条第一項に規定する衛生証明書の記載事項については、なお従前の例による。